

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則

【昭和54年12月25日規則第82号】

改正 昭和55年4月1日規則第17号、昭和55年8月26日規則第34号、昭和59年8月7日規則第43号、昭和60年1月8日規則第1号、昭和60年11月8日規則第59号、昭和61年12月19日規則第47号、昭和62年10月16日規則第43号、昭和63年10月14日規則第47号、平成元年11月24日規則第53号、平成2年8月7日規則第38号、平成3年6月11日規則第28号、平成5年3月19日規則第2号、平成6年4月1日規則第24号、平成7年3月22日規則第10号、平成8年7月16日規則第32号、平成10年11月4日規則第55号、平成11年3月31日規則第16号、平成11年7月13日規則第32号、平成12年3月31日規則第15号、平成12年6月30日規則第44号、平成14年2月5日規則第4号、平成15年4月4日規則第40号、平成16年12月28日規則第67号、平成17年6月7日規則第53号、平成18年8月29日規則第53号、平成19年3月30日規則第16号、平成20年11月28日規則第61号、平成21年8月4日規則第46号、平成23年9月30日規則第37号、平成24年11月2日規則第50号、平成28年5月2日規則第27号、平成29年5月12日規則第28号、平成30年5月15日規則第30号、令和元年6月4日規則第6号、令和元年6月28日規則第7号、令和2年5月8日規則第37号、令和3年9月14日規則第72号、令和4年4月12日規則第25号、令和4年5月31日規則第29号、令和6年9月3日規則第40号、令和7年5月16日規則第28号、令和8年5月15日規則第30号

(沿岸漁業改善資金の貸付け)

第1条 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第124号）、沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）及び沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（令和4年3月農林水産省告示第535号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（令和4年3月農林水産省告示第536号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「バイオ燃料法」という。）及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成20年政令第296号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成23年政令第15号）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成23年農林水産省令第7号）、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令（令和4年政令第229号）並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号。以下「東日本大震災特財令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところにより、法第3条第1項に規定する沿岸漁業従事者等（以下「沿岸漁業従事者等」という。）、農商工等連携促進法第12条第1項に規定する認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）及び六次産業化法第6条第3項に規定する促進事業者（以下「促進事業者」という。）に対して、経営等改善資金、生活改

善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）を貸し付けるものとする。

- 2 県は、前項に規定する場合のほか、沿岸漁業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者に対する沿岸漁業改善資金の貸付けの業務を行う融資機関（法第3条第2項に規定する融資機関をいう。以下同じ。）に対し、当該業務に必要な資金の全部を貸し付けるものとする。

一部改正〔平成6年規則24号・12年44号・21年46号・23年37号・24年50号・令和4年25号・6年40号〕

（沿岸漁業改善資金の種類等）

第2条 経営等改善資金の種類及び貸付けの内容並びに貸付金（県又は融資機関が行う沿岸漁業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者に対する貸付けに係る資金をいう。以下同じ。）の一沿岸漁業従事者等、一認定中小企業者及び一促進事業者ごとの限度額及び償還期間は、次の表のとおりとする。

経営等改善資金の種類	貸付けの内容	貸付金の限度額	償還期間
1 自動操だ装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置（以下「機器等」という。）の設置に必要な資金	1 自動操だ装置の設置費用 2 遠隔操縦装置の設置費用 3 レーダーの設置費用 4 自動航跡記録装置の設置費用 5 G P S受信機の設置費用 6 サイドスラスターの設置費用	5,000,000円（自動操だ装置を設置する場合にあつては1台につき1,000,000円、遠隔操縦装置を設置する場合にあつては1台につき500,000円、レーダーを設置する場合にあつては1台につき1,800,000円、自動航跡記録装置を設置する場合にあつては1台につき1,200,000円、G P S受信機を設置する場合にあつては1台につき1,300,000円、サイドスラスターを設置する場合にあつては1台につき4,000,000円）	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条又は六次産業化法第11条の場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条又はみどりの食料システム法第25条の場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）
2 動力式つり機その他漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金	1 動力式つり機の設置費用 2 ラインホーラー等の揚縄機の設置費用 3 ネットホーラー等の揚網機の設置費用 4 漁業用ソナーの設置費用 5 カラー魚群探知機の設置費用 6 海水冷却装置の設置費用 7 巻取りウインチの設置費用	5,000,000円（ラインホーラー等の揚縄機を設置する場合にあつては1台につき1,200,000円、ネットホーラー等の揚網機を設置する場合にあつては1台につき1,200,000円、カラー魚群探知機を設置する場合にあつては1台につき1,500,000円、海水冷却装置を設置する場合にあつては1台につき1,800,000円、放電式集魚灯を設置する場合にあつては1セットにつ	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条又は六次産業化法第11条の場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条又はみどりの食料システム法第25条の場合にあつては9年以内（据置期間1

	8 放電式集魚灯の設置費用 9 漁業用クレーンの設置費用 10 漁獲物等処理装置の設置費用 11 海水殺菌装置の設置費用 12 潮流計の設置費用	き2,000,000円、漁業用クレーンを設置する場合にあつては1台につき4,000,000円、海水殺菌装置を設置する場合にあつては1台につき3,000,000円)	年以内を含む。)
3 前2号に規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他の機器等の設置に必要な資金	1 補機関（動力取出し装置付き推進機関を含む。以下同じ。）の設置費用 2 油圧装置の設置費用	5,000,000円（補機関を設置する場合にあつては、1台につき4,000,000円）	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条又は六次産業化法第11条の場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条又はみどりの食料システム法第25条の場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）
4 推進機関その他の漁船に設置される機器等であつて、通常の型式のもの又は通常の方法によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金	1 漁船用環境高度対応機関（社団法人海洋水産システム協会（平成13年5月25日に社団法人海洋水産システム協会という名称で設立された法人をいう。）が漁船用環境高度対応機関として型式認定した漁船用推進機関をいう。以下同じ。）の設置費用 2 定速装置の設置費用 3 発光ダイオード式集魚灯の設置費用	25,000,000円（漁船用環境高度対応機関を設置する場合にあつては1台につき24,000,000円、定速装置を設置する場合にあつては1台につき1,200,000円、発光ダイオード式集魚灯を設置する場合にあつては1セットにつき13,000,000円）	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条又は六次産業化法第11条の場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条又はみどりの食料システム法第25条の場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）
5 農林水産大臣が定める基準	1 養殖施設の設置	4,000,000円	4年以内（据置期

に基づき、農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術（以下「養殖技術」という。）又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該養殖技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金	費用 2 種苗の購入費用又は生産費用 3 餌料の購入費用		間2年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条又は六次産業化法第11条の場合にあつては5年以内（据置期間3年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条又はみどりの食料システム法第25条の場合にあつては5年以内（据置期間2年以内を含む。）
6 農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めに締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金	1 水産資源の管理に関する取決めにに基づき、資源管理措置（水産資源を管理するための漁具又は漁法の制限、操業時間又は操業期間の制限、禁漁区域の設定、採捕できる水産動物の体長の制限等をいう。以下同じ。）を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用 2 資源管理措置と併せて、低利用・未利用資源の開発及び利用並びに漁獲物の付加価値の向上を行う場合における次に掲げる費用 （1） 低利用・未利用資源の開発及び利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又	12,000,000円	10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条又は六次産業化法第11条の場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条又はみどりの食料システム法第25条の場合にあつては12年以内（据置期間3年以内を含む。）

	は設置費用 (2) 漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は加工のための設備（加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等を含む。）の設置費用		
7 農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うための必要な機器等（資材を含む。）の購入又は設置に必要な資金	漁場の保全に関する取組に基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容、量又は方法を改善し、及び漁網防汚剤その他の薬品の使用を適正化する場合における次に掲げる費用 1 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容、量又は方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の購入費用又は設置費用 2 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な高耐波性生けす、金網生けす、自動網生けす洗浄機、付着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置費用 3 1又は2に規定する機器等の購入又は設置に関連し	20,000,000円（漁場環境適正化管理協定に基づく取組にあつては、12,000,000円）	10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条又は六次産業化法第11条の場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条又はみどりの食料システム法第25条の場合にあつては12年以内（据置期間3年以内を含む。）

	て必要な餌料成分分析機、水質測定機、底質測定機、残留検査機器、肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、飼料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用		
8 漁船に設置される転落防止用手すりその他の漁船の乗組員の生命又は身体の安全を確保するための機器等の設置に必要な資金	1 転落防止用手すりの設置費用 2 安全カバー装置の設置費用 3 揚網機安全装置の設置費用	1,500,000円（転落防止用手すり又は安全カバー装置を設置する場合にあつてはそれぞれにつき500,000円、揚網機安全装置を設置する場合にあつては400,000円）	5年以内（据置期間1年以内を含む。）
9 漁船に備え付けられる救命胴衣その他の救命設備又は消火器その他の消防設備の購入に必要な資金	1 救命胴衣の購入費用 2 消火器の購入費用 3 イーパブの購入費用 4 レーダートランスポンダの購入費用 5 小型漁船緊急連絡装置の購入費用	1,300,000円（救命胴衣又は消火器を購入する場合にあつてはそれぞれにつき100,000円、イーパブを購入する場合にあつては600,000円、レーダートランスポンダを購入する場合にあつては650,000円）	救命胴衣又は消火器を購入する場合にあつては2年以内、イーパブ、レーダートランスポンダ又は小型漁船緊急連絡装置を購入する場合にあつては5年以内
10 漁獲物の横移動防止装置その他の漁船の転覆又は沈没を防止するための機器等の設置に必要な資金	1 漁獲物の横移動防止装置の設置費用 2 甲板下の魚槽の設置費用	1,500,000円（漁獲物の横移動防止装置を設置する場合にあつては300,000円、甲板上の魚槽を廃し、これに代えて甲板下に魚槽を設置する場合にあつては1,000,000円）	5年以内（据置期間1年以内を含む。）
11 レーダー反射器その他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又は設置に必要な資金	1 レーダー反射器の購入費用又は設置費用 2 無線電話の設置費用	800,000円（レーダー反射器又は無線電話を購入し、又は設置する場合それぞれにつき400,000円）	5年以内
12 漁具の標識その他の敷設された漁具の船舶による損壊を防止するための機器等の購入	漁具の標識（灯火付きブイ及びレーダー反射器付きブイ）の	個人にあつては700,000円 団体又は会社にあつて	5年以内

に必要な資金	購入費用	は	1,300,000円
13 5WDSB方式無線電話の設置に必要な資金	5WDSB方式無線電話（海岸局）の設置費用		8,000,000円 5年以内（据置期間1年以内を含む。）

2 生活改善資金の種類及び貸付けの内容並びに貸付金の一沿岸漁業従事者等ごとの限度額及び償還期間は、次の表のとおりとする。

生活改善資金の種類	貸付けの内容	貸付金の限度額	償還期間
1 生活の合理化に資する設備又は装置の設置に必要な資材の購入に必要な資金	1 し尿浄化装置又は改良便所の設置に必要な資材の購入費用	300,000円	3年以内
	2 自家用給排水施設（動力ポンプを除く。）の設置に必要な資材の購入費用	100,000円	2年以内
	3 太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用	100,000円	2年以内
2 家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るために行う居室の独立、台所の改善、その他住居の利用方式の改善に必要な資金	1 居室（居間、寝室、子供室、老人室等）の改造費用 2 炊事施設（炊事場、食事室等）の改造費用 3 衛生施設（浴室、便所、洗面所等）の改造費用 4 家事室等（家事室、更衣室、土間等）の改造費用	1,500,000円	7年以内
3 婦人又は高齢者であつて、沿岸漁業の従事者又はその家族であるものの活動の場の確保を通じて家族関係の円滑化を図るためこれらの者が共同して行う水産動植物の採捕若しくは養殖若しくは加工その他の生産活動に必要な機器等の設置又は当該機器等を使用して行う当該生産活動に必要な資金	1 機器等の設置費用 2 機器等を使用して行う生産活動に要する費用（種苗費、餌（じ）料費、加工用原材料費、資材費等）	800,000円	3年以内

3 青年漁業者等養成確保資金の種類及び貸付けの内容並びに貸付金の一沿岸漁業従事者等ごとの限度額及び償還期間は、次の表のとおりとする。

青年漁業者等養成確保資金の種類	貸付けの内容	貸付金の限度額	償還期間
-----------------	--------	---------	------

1 青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するための研修で、農林水産大臣が定める基準に適合するものを受けるのに必要な資金	研修受講費用（旅費、教材費、授業料、視察費等）	1,800,000円（国内研修を受ける場合にあつては1人につき1,800,000円（月額150,000円を限度とし、かつ、貸付研修期間は、12月を最大とする。）、国外研修を受ける場合にあつては1人につき1,000,000円）	5年以内（据置期間1年以内を含む。）
2 青年漁業者が行う近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の習得で、農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な資金	パーソナルコンピューター及びこれに関連する機器、ソフトウェア、ファクシミリ並びに制御装置（制御用コンピューター、各種センサー類をいう。）及びこれに関連する機器（制御装置と直接連動する部分に限る。）の購入費用	1,500,000円	5年以内
3 農林水産大臣が定める基準に基づき、青年漁業者又はその組織する団体が近代的な沿岸漁業の経営を自ら行う場合に当該経営を開始するのに必要な資金	漁船の建造、取得又は改造の費用、機器又は施設の設置費用及び漁具、種苗、餌料等の購入費用。ただし、漁船の建造又は取得の費用は、沿岸漁業を承継した者又はこれを承継することが見込まれる者については、対象としない。	20,000,000円（漁業共同改善計画が適当である旨の知事の認定を受け、たものが貸付けを受ける場合にあつては50,000,000円、一の区分された沿岸漁業部門の経営を新たに開始する場合にあつては8,000,000円）	10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、バイオ燃料法第10条の場合にあつては12年以内（据置期間3年以内を含む。）

4 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災特財令第1条第1項各号のいずれかに該当するもの（原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者に限る。）に対して東日本大震災の後令和9年3月31日までに県が貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間に係る前3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項の表第1号の項償還期間の欄、同表第2号の項同欄、同表第3号の項同欄及び同表第4号の項同欄	7年	10年
	1年	4年
	9年	12年
	3年	6年
第1項の表第5号の項償還期間の欄	4年	7年
	2年	5年

	5 年	8 年
	3 年	6 年
第 1 項の表第 6 号の項償還期間の欄及び同表第 7 号の項同欄	10年	13年
	3 年	6 年
	12年	15年
	5 年	8 年
第 1 項の表第 8 号の項償還期間の欄	5 年	8 年
	1 年	4 年
第 1 項の表第 9 号の項償還期間の欄	2 年	5 年
	5 年	8 年
第 1 項の表第10号の項償還期間の欄	5 年	8 年
	1 年	4 年
第 1 項の表第11号の項償還期間の欄及び同表第12号の項同欄	5 年	8 年
第 1 項の表第13号の項償還期間の欄	5 年	8 年
	1 年	4 年
第 2 項の表第 1 号の項償還期間の欄	3 年	6 年
	2 年	5 年
第 2 項の表第 2 号の項償還期間の欄	7 年	10年
第 2 項の表第 3 号の項償還期間の欄	3 年	6 年
第 3 項の表第 1 号の項償還期間の欄	5 年	8 年
	1 年	4 年
第 3 項の表第 2 号の項償還期間の欄	5 年	8 年
第 3 項の表第 3 号の項償還期間の欄	10年	13年
	3 年	6 年
	12年	15年

一部改正〔昭和55年規則34号・59年43号・60年1号・59号・61年47号・62年43号・63年47号・平成元年53号・2年38号・3年28号・5年2号・6年24号・7年10号・8年32号・10年55号・11年32号・12年44号・14年4号・15年40号・20年61号・21年46号・23年37号・24年50号・28年27号・29年28号・30年30号・令和元年6号・2年37号・3年72号・4年25号・29号・6年40号・7年28号・8年30号〕

(貸付金の合計額の限度)

第3条 一沿岸漁業従事者等、一認定中小企業者及び一促進事業者ごとの貸付金の合計額の限度は、5,000万円とする。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その認めた額とする。

一部改正〔平成6年規則24号・14年4号・21年46号・23年37号〕

(貸付金の利率)

第4条 貸付金は、無利子とする。

(借受資格)

第5条 沿岸漁業改善資金の借受者たる資格を有するものは、次に掲げるものであつて、各資金の種類に属する貸付けの内容に係る事業等を適正に実施することが見込まれるものとして知事が別に定めるものとする。

- (1) 沿岸漁業の従事者
- (2) 沿岸漁業の従事者の組織する団体
- (3) 沿岸漁業を営む会社（常時使用する従業員の数が20人以下のものに限る。）
- (4) 農商工等連携促進法第4条第2項第2号ハに規定する経営等改善措置を支援するための措置を行う認定中小企業者又は六次産業化法第5条第4項第3号に規定する経営等改善措置を支援するための措置を行う促進事業者であつて、次のいずれにも該当しないもの

- ア 金融業又は保険業を営むもの
- イ 融資機関から取引の停止の措置を受けているもの又は手形若しくは小切手の不渡りがあつたときから6箇月を経過していないもの
- ウ 暴力的不法行為を行うもの
- エ 申込みに際し、金融業等を営む者への仲立ち、取次ぎ等の活動を行う第三者を関与させ、又は関与させようとするもの
- オ 事業を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等を受けないで、当該事業を行っているもの

2 前項に規定する借受者たる資格を有するもの（同項第4号に掲げるものを除く。）のうち、法人格のない団体にあつては、次に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。

- (1) 沿岸漁業生産又は沿岸漁業技術の改善等を共同又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているもの（第2条第2項の表第3号及び同条第3項の表第3号に掲げる資金にあつては、実体的活動を近い将来において行うことが確実であるものを含む。）であること。
- (2) 規模、内容等が水産業改良普及組織等の普及指導の対象として適当と考えられる団体であること。
- (3) 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有する団体であること。

一部改正〔昭和55年規則34号・平成14年4号・21年46号・23年37号・令和4年25号〕

（貸付資格の認定）

第6条 沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定（以下「認定」という。）を受けようとするものは、沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に沿岸漁業改善資金貸付対象事業計画書（様式第2号）（農商工等連携促進法第2条第4項に規定する農商工等連携事業にあつては農商工等連携促進法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画を、バイオ燃料法第2条第3項に規定する生産製造連携事業にあつてはバイオ燃料法第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画を、六次産業化法第3条第4項に規定する総合化事業にあつては六次産業化法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画を、みどりの食料システム法第2条第4項に規定する環境負荷低減事業活動にあつてはみどりの食料システム法第20条第3項に規定する認定環境負荷低減事業活動実施計画又は第22条第3項に規定する認定特定環境負荷低減事業活動実施計画を含む。）その他知事が必要と認める書類を添え、そのもの（認定中小企業者又は促進事業者の場合にあつては、その支援する沿岸漁業従事者等）の住所地（法人格のない団体の場合にあつては、当該団体の主たる事務所の所在地）をその地区内に含む漁業協同組合（以下「漁業協同組合」という。）及び所轄の地方局長（以下「地方局長」という。）を経由して知事に提出しなければならない。この場合において、認定を受けようとするものが漁業協同組合若しくは漁業生産組合であるとき、又は認定申請書を漁業協同組合を経由して提出することができないものであるときは、地方局長を経由して知事に提出するものとする。

2 地方局長は、前項の規定により認定申請書を受理したときは、当該認定申請書に沿岸漁業改善資金運営協議会（以下「運営協議会」という。）の当該認定申請についての適否に関する意見及び認定に参考となるべき資料等を添え、知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定により認定申請書の提出を受けた場合は、法第8条の規定に該当するかどうかを審査し、認定をするかどうかの決定を行うものとする。

4 知事は、前項の規定に基づき、認定をしたときは認定申請書を提出したものに沿岸漁業改善資金貸付資格認定書（様式第3号。以下「認定書」という。）を交付し、漁業協同組合及び地方局長並びに融資機関（当該認定申請書を提出したものが沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする融資機関に限る。）に沿岸漁業改善資金貸付資格認定連絡書（様式第4号）を送付し、認定をしない旨の決定を行つたときはその旨を認定申請書を提出したもの、漁業協同組合及び地方局長並びに当該融資機関に通知するものとする。

5 運営協議会に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔昭和55年規則17号・平成12年15号・21年46号・23年37号・令和4年25号・6年40

号]

(県による貸付け)

第7条 県から沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするものは、認定申請書（認定を受けている場合にあっては、認定書の写し）と併せて、沿岸漁業改善資金借入申込書（様式第5号。以下「借入申込書」という。）を漁業協同組合及び地方局長を経由して知事に提出しなければならない。この場合において、貸付けを受けようとするものが漁業協同組合若しくは漁業生産組合であるとき、又は借入申込書を漁業協同組合を経由して提出することができないものであるときは、地方局長を経由して知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により借入申込書の提出を受けた場合は、これを審査し、貸付けをするかどうかの決定を行うものとする。

3 知事は、前項の規定に基づき、貸付けの決定を行つたときは借入申込書を提出したもの（以下「借入申込者」という。）に沿岸漁業改善資金貸付決定通知書（様式第6号。以下「資金貸付決定通知書」という。）を交付し、漁業協同組合及び地方局長並びに愛媛県沿岸漁業改善資金会計事務取扱規則（昭和54年愛媛県規則第83号）第2条に規定する愛媛県信用漁業協同組合連合会（以下「県信漁連」という。）に沿岸漁業改善資金貸付決定連絡書（様式第7号）を送付し、貸付けをしない旨の決定を行つたときはその旨を借入申込者、漁業協同組合及び地方局長並びに県信漁連に通知するものとする。

一部改正〔昭和55年規則17号・平成12年15号・23年37号・令和4年25号〕

(資金借用証書)

第8条 借入申込者は、資金貸付決定通知書を受け取つた場合は、貸付決定の日から30日以内に、沿岸漁業改善資金借用証書（様式第8号。以下「資金借用証書」という。）を漁業協同組合及び県信漁連を経由して知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項後段の規定により借入申込書を地方局長を経由して提出させた場合にあっては、資金借用証書を県信漁連を経由して知事に提出するものとする。

一部改正〔平成12年規則15号・令和4年25号〕

(連帯保証人又は担保)

第9条 県から沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするものは、連帯保証人を立てなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認める場合は、連帯保証人に代えて担保を提供することができる。

2 前項本文の場合において、沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするものが第5条第1項第2号に掲げる団体又は認定中小企業者若しくは促進事業者（団体であるものに限る。）であるときは、その構成員のうち、当該貸付けによつて受益するもの（そのものが特定されない場合にあっては、当該団体の理事等）が当該団体の連帯保証人となるものとする。

3 前項に規定するもののほか、連帯保証人の資格及び数は、知事が別に定めるところによるものとする。

4 知事は、貸付金（県が貸し付けるものに限る。次条において同じ。）に係る債権を保全するため必要があると認める場合は、県から沿岸漁業改善資金の貸付けを受けたものに対し連帯保証人の追加若しくは交替又は担保の追加若しくは変更を求めることがある。

5 第1項及び前項の担保の提供は、沿岸漁業改善資金により購入し、又は設置する機械又は施設を優先するものとする。

追加〔令和4年規則25号〕

(貸付金の交付及び貸付対象事業の着手)

第10条 知事は、資金借用証書と引換えに貸付金を交付するものとする。

2 第7条第3項の規定により資金貸付決定通知書の交付を受けたものは、貸付金の交付前に貸付けの対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）に着手してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

一部改正〔平成23年規則37号・令和4年25号〕

(融資機関による貸付け及び県貸付金の貸付け)

第11条 融資機関から沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするものは、借入申込書に認定申請書の写し（認定を受けている場合にあっては、認定書の写し）を添え、融資機関に提出しなければならない。

- 2 融資機関は、法第3条第2項の貸付けに係る資金（以下「県貸付金」という。）の貸付けを受けようとするときは、沿岸漁業改善資金県貸付金貸付申請書（様式第9号）に沿岸漁業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者から提出のあつた借入申込書の写しその他知事が必要と認める書類を添え、知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により沿岸漁業改善資金県貸付金貸付申請書の提出を受けた場合は、これを審査し、貸付けを行うことが適当であると認めたときは貸付けの決定を行い、融資機関に沿岸漁業改善資金県貸付金貸付決定通知書（様式第10号）を交付し、貸付けをしない旨の決定を行つたときはその旨を融資機関に通知するものとする。
- 4 融資機関は、前項の規定により知事から沿岸漁業改善資金県貸付金貸付決定通知書の交付を受けたときは借入申込者に速やかに資金貸付決定通知書を交付し、貸付けをしない旨の決定を行つたときはその旨を速やかに借入申込者に通知するものとする。
- 5 融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。
- 6 知事は、沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書と引換えに県貸付金を交付するものとする。
- 7 融資機関は、借受申込者に資金借用証書の提出を求めなければならない。
- 8 融資機関は、県貸付金の交付を受けた後、速やかに沿岸漁業改善資金の貸付けを行うものとする。この場合において、融資機関は、当該貸付けを行うことを条件として借入申込者に対して既存の債権の償還条件等の変更をしてはならない。
- 9 前条第2項の規定は、第4項の規定により資金貸付決定通知書の交付を受けた借入申込者について準用する。
- 10 県貸付金は、無利子とする。
- 11 県貸付金の償還期間及び据置期間は、当該県貸付金を原資として融資機関が借入申込者に対して貸し付ける第2条第1項から第3項までの表の沿岸漁業改善資金の種類に応じ、これらの表の償還期間の欄に規定する償還期間及び据置期間の年数にそれぞれ1年を加えた年数とする。ただし、融資機関が県貸付金を原資として同欄に据置期間が規定されていない沿岸漁業改善資金を貸し付ける場合にあっては、当該県貸付金の償還期間は同欄に規定する償還期間の年数に1年を加えた年数とし、当該県貸付金の据置期間は1年とする。
- 12 融資機関は、次に掲げる場合は、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。
 - （1）沿岸漁業改善資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合
 - （2）沿岸漁業改善資金の貸付けの業務の遂行が困難となつた場合
- 13 融資機関は、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく報告をしなければならない。
- 14 知事は、融資機関が正当な理由がなくて貸付けの条件に違反した場合には、支払期日前に、当該融資機関に対し、いつでも県貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。
- 15 知事は、融資機関が支払期日に償還金又は前項の規定により償還をすべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

追加〔令和4年規則25号〕

（事業実施報告書等）

第12条 貸付金の交付を受けたもの（以下「借受者」という。）は、貸付金の交付後3箇月（第2条第3項の表第3号に掲げる資金にあっては、6箇月）以内に貸付対象事業を完了しなければならない。ただし、当該期間内に貸付対象事業を完了することが著しく困難な場合で、貸付けの決定を行つた機関（知事又は融資機関をいう。以下「貸付決定機関」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 借受者は、貸付対象事業完了後20日以内に沿岸漁業改善資金貸付対象事業実施報告書（様式第12号。以下「事業実施報告書」という。）に当該貸付対象事業に係る領収書の写しを添え、貸付決定機関に提出するものとし、知事に提出する場合は、漁業協同組合及び地方局長を経由して提出しなければならない。第7条第1項後段の規定は、当該事業実施報告書を知事に提出する場合について準用する。
- 3 融資機関は、前項の規定により事業実施報告書の提出を受けた場合は、これを審査し、速やかに、沿岸漁業改善資金県貸付金業務実施報告書（様式第13号）に当該事業実施報告書の写しを添え、知事に提出しなければならない。
- 4 借受者又は融資機関は、知事が事業実施報告書又は沿岸漁業改善資金県貸付金業務実施報告書により貸付対象事業の実施の結果が貸付けの目的に適合していないと認めてする必要な指示に従わなければならない。
- 5 借受者が法人格のない団体であるときは、事業実施報告書に、当該団体の構成員の個人別明細表を添付するものとする。
- 6 借受者が第2条第1項の表第1号、第3号、第4号及び第9号から第11号まで、同条第2項の表第3号並びに同条第3項の表第3号に掲げる資金の借受者であつて、当該貸付けについて、次の表の左欄に掲げる貸付けの条件のいずれかに該当する条件を付されているものであるときには、同表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる証明書等の写しを事業実施報告書に添付するものとする。ただし、検査官の合格を証する成績表の写しをもつてこれに代えることができる。

1 機器等につき船舶安全法(昭和8年法律第11号)第6条第3項の予備検査を受け、これに合格するか、又は船舶安全法施行規則(昭和38年運輸省令第41号)第65条の6第1項の準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けること。	(1) 予備検査を受け、これに合格した場合	予備検査合格証明書
	(2) 準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けた場合	準備検査成績通知書
2 機器等につき船舶安全法第5条第1項の定期検査、中間検査又は臨時検査を受け、これに合格すること。	(1) 定期検査を受け、これに合格した場合	船舶検査証書
	(2) 中間検査又は臨時検査を受け、これに合格した場合	船舶検査手帳
3 機器等につき船舶安全法第6条ノ5第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格すること。	型式承認を受け、検定に合格した場合	検定合格証明書

一部改正〔昭和55年規則17号・34号・61年47号・平成6年24号・12年15号・21年46号・23年37号・令和3年72号・4年25号〕

(認定の取消し)

第13条 知事は、貸付けの決定から貸付対象事業が完了するまでの間に、当該貸付対象事業に係る計画を達成できない見込みとなつた場合は、当該計画に係る認定を取り消すものとし、沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書（様式第14号）により借受者に通知するとともに、その旨を漁業協同組合及び地方局長並びに融資機関（当該借受者が沿岸漁業改善資金の貸付けを受けている融資機関に限る。）に通知するものとする。

- 2 融資機関は、前項の規定に基づく通知を受けたときは、期限前償還その他所定の手続を行わなければならない。

追加〔令和4年規則25号〕

(支払の猶予の申請)

第14条 借受者は、法第10条（法第12条第2項において準用する場合を含む。）に規定する償還金の支払の猶予を受けようとするときは、沿岸漁業改善資金償還金支払猶予申請書（様式第15号。以下「資金支払猶予申請書」という。）に知事が指定する者の証明書を添え、償還期日（分割支

払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)の30日前までに貸付決定機関に提出するものとし、知事に提出する場合は漁業協同組合及び地方局長を経由して提出しなければならない。

- 2 第6条第2項及び第7条第1項後段の規定は、前項の知事に対する支払の猶予の申請について準用する。

一部改正〔昭和55年規則17号・平成12年15号・令和4年25号〕

(支払の猶予の決定)

第15条 知事は、前条の規定により資金支払猶予申請書の提出を受けた場合は、これを審査し、支払を猶予するかどうかの決定を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定に基づき、支払の猶予の決定を行つたときは資金支払猶予申請書を提出したもの(以下「猶予申請者」という。)に沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定通知書(様式第16号)を交付し、漁業協同組合及び地方局長並びに県信漁連に沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定連絡書(様式第17号)を送付し、支払の猶予をしない旨の決定を行つたときはその旨を猶予申請者、漁業協同組合及び地方局長並びに県信漁連に通知するものとする。
- 3 融資機関は、前条第1項の規定により資金支払猶予申請書の提出を受けた場合は、速やかに、沿岸漁業改善資金県貸付金償還金支払猶予申請書(様式第18号)に当該資金支払猶予申請書の写しを添え、知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定により沿岸漁業改善資金県貸付金償還金支払猶予申請書の提出を受けた場合は、これを審査し、支払の猶予の決定を行つたときは融資機関に沿岸漁業改善資金県貸付金償還金支払猶予決定通知書(様式第19号)を交付し、支払の猶予をしない旨の決定を行つたときはその旨を融資機関に通知するものとする。
- 5 融資機関は、前項の規定により沿岸漁業改善資金県貸付金償還金支払猶予決定通知書の交付を受けたときは猶予申請者に速やかに沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定通知書を交付し、支払の猶予をしない旨の決定を行つたときはその旨を速やかに猶予申請者に通知するものとする。
- 6 貸付決定機関は、償還期限を過ぎて支払の猶予をしない旨の決定を行つたときにおいても、法第11条(法第12条第2項において準用する場合を含む。)に規定する違約金を徴収するものとする。
- 7 前項の規定は、第11条第15項に規定する違約金の徴収について準用する。

一部改正〔昭和55年規則17号・平成12年15号・23年37号・令和4年25号〕

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、沿岸漁業改善資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

一部改正〔令和4年規則25号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年4月1日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年8月26日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年8月7日規則第43号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則施行の際現にある改正前の愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則様式第2号(その1)の規定による沿岸漁業改善資金貸付対象事業計画書の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

附 則 (昭和60年1月8日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年11月8日規則第59号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年12月19日規則第47号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条第1項の表第11号の項の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定を行う資金について適用し、同日前に貸付けの決定を行つた資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年10月16日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年10月14日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年11月24日規則第53号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に貸付けの決定を行つた改正前の愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条第1項の表第1号の項3の資金については、なお従前の例による。

附 則（平成2年8月7日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年6月11日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年3月19日規則第2号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に貸付けの決定を行つた改正前の愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条第1項の表第1号に掲げる資金のうちデッキ受信機の設置に必要な資金及び同表第4号に掲げる資金のうち低燃費機関の設置に必要な資金については、なお従前の例による。

附 則（平成6年4月1日規則第24号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下「改正後の貸付規則」という。）第2条第1項の表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に貸付けの決定を行う経営等改善資金の貸付けの内容、貸付金の限度額及び償還期間について適用し、施行日前に貸付けの決定を行つた経営等改善資金の貸付けの内容、貸付金の限度額及び償還期間については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に貸付けの決定を行つた第1条の規定による改正前の愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下「改正前の貸付規則」という。）第2条第3項の表に掲げる資金については、なお従前の例による。
- 4 この規則施行の際現に改正前の貸付規則様式第1号及び様式第2号（その1）、同様式（その2）、同様式（その5）及び様式第7号の規定により提出されている書類は、それぞれ改正後の貸付規則様式第1号及び様式第2号（その1）、同様式（その2）、同様式（その7）及び様式第7号の規定により提出された書類とみなす。

附 則（平成7年3月22日規則第10号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に貸付けの決定を行つた改正前の愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条第1項の表第8号に掲げる資金のうち歩み板の設置に必要な資金及び同表第9号に掲げる資金のうち救難用レーダー応答器の購入に必要な資金については、なお従前の例による。

附 則（平成8年7月16日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年11月4日規則第55号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行前に貸付けの決定を行った改正前の愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下「改正前の貸付規則」という。）第2条第1項の表第1号に掲げる資金のうちロラン受信機の設置に必要な資金及び同表第2号に掲げる資金のうち動力式網さばき機の設置に必要な資金については、なお従前の例による。

3 この規則施行の際現に改正前の貸付規則様式第2号（その1）の規定により提出されている書類は、改正後の愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則様式第2号（その1）の規定により提出された書類とみなす。

附 則（平成11年3月31日規則第16号）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に提出されている改正前のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類とみなす。

附 則（平成11年7月13日規則第32号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際現に改正前の愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則様式第2号（その4）の規定により提出されている書類は、改正後の愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則様式第2号（その4）の規定により提出された書類とみなす。

附 則（平成12年3月31日規則第15号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成12年6月30日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年2月5日規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に貸付けの決定を行った改正前の愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下「改正前の貸付規則」という。）第2条第1項の表第4号に掲げる資金のうち環境対応機関の設置に必要な資金については、なお従前の例による。

3 改正後の愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下「改正後の貸付規則」という。）第2条第2項の表第2号の項の規定は、施行日以後に貸付けの決定を行う生活改善資金の貸付金の限度額及び償還期間について適用し、施行日前に貸付けの決定を行った生活改善資金の貸付金の限度額及び償還期間については、なお従前の例による。

4 この規則施行の際現に改正前の貸付規則様式第2号（その5）及び同様式（その6）の規定により提出されている書類は、改正後の貸付規則様式第2号（その5）及び同様式（その6）の規定により提出された書類とみなす。

附 則（平成15年4月4日規則第40号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際現に改正前の愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則様式第2号（その9）、同様式（その10）、同様式（その11）及び同様式（その12）の規定により提出されている書類は、改正後の愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則様式第2号（その9）、同様式（その10）、同様式（その11）及び同様式（その12）の規定により提出された書類とみなす。

附 則（平成16年12月28日規則第67号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年1月16日から施行する。（後略）

（経過措置）

2 この規則施行の際現に提出されている改正前のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類とみなす。

3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、当分の

間、これを訂正して使用することができる。

附 則（平成17年 6 月 7 日規則第53号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則様式第 2 号（その 5）及び同様式（その 6）の規定により提出されている書類は、改正後の愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則様式第 2 号（その 5）及び同様式（その 6）の規定により提出された書類とみなす。

附 則（平成18年 8 月29日規則第53号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年 9 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付している書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付した書類とみなす。
- 3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、平成18年度に限り使用することができる。

附 則（平成19年 3 月30日規則第16号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年11月28日規則第61号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年12月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 8 月 4 日規則第46号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下「改正後の貸付規則」という。）第 2 条第 1 項の表第 1 号から第 7 号までの項及び同条第 3 項の表第 3 号の項の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定を行う経営等改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付金の限度額及び償還期間について適用し、同日前に貸付けの決定を行った経営等改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付金の限度額及び償還期間については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際現に改正前の愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則様式第 1 号から様式第 3 号まで、様式第 5 号、様式第 7 号及び様式第 8 号の規定により提出されている書類は、改正後の貸付規則様式第 1 号から様式第 3 号まで、様式第 5 号、様式第 7 号及び様式第 8 号の規定により提出された書類とみなす。

附 則（平成23年 9 月30日規則第37号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下「改正後の貸付規則」という。）第 2 条第 1 項の表第 2 号及び第 3 号の項の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定を行う経営等改善資金の貸付金の限度額について適用し、同日前に貸付けの決定を行った経営等改善資金の貸付金の限度額については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際現に改正前の愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則様式第 1 号、様式第 2 号（その 1）から同様式（その 4）まで、同様式（その 9）から同様式（その12）まで、様式第 5 号及び様式第 7 号の規定により提出されている書類は、改正後の貸付規則様式第 1 号、様式第 2 号（その 1）から同様式（その 4）まで、同様式（その 9）から同様式（その12）まで、様式第 5 号及び様式第 7 号の規定により提出された書類とみなす。

附 則（平成24年11月 2 日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 5 月 2 日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 5 月12日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 5 月15日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 4 日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 6 月28日規則第 7 号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 8 日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月14日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月12日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月31日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月 3 日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 5 月16日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。